

社会福祉法人カトリック福祉会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック福祉会（以下「本法人」という）の役員等の報酬について定めることを目的とする。

(原則)

第2条 役員等の報酬の種類及び金額は、本法人の理事総数の3分の2以上の同意を得て決定するものとする。

(報酬の基準)

第3条 役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事報酬は、理事会出席回数1回につき一人当たり3,000円とする。
各年度の総額は100,000円を超えない範囲とする。
- (2) 監事報酬は、監事一人につき年間5,000円とする。
各年度の総額は50,000円を超えない範囲とする。
- (3) 常勤職員である役員には報酬を支払わない。
- (4) 役員（理事及び監事）が理事会等に出席したとき、日額1,000円の実費弁償を支給する。尚、交通費の実費がこの実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。
- (5) 評議員報酬は、評議会出席回数1回につき一人当たり3,000円とする。
各年度の総額は50,000円を超えない範囲とする。

(支払日及び支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会等への出席など法人施設運営のための業務にあたった都度、支給するものとする。

(改訂)

第5条 この規程は、評議員会の承認を得て改訂するものとする。

附則

この規程は、平成13年2月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、令和1年6月18日から実施する。